

令和6年（2024年）版

生活福祉資金・コロナ特例貸付に係る  
貸付金を借り入れた方へ

～償還(返済)免除申請～  
手続きのご案内

<問合せ先>

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 生活支援室

電話 024-523-1250（平日：午前9時～午後5時まで）

※土、日、祝日、年末年始を除く

このご案内は、全ての借受人の方へ送付しています。

令和6年度（令和5年1月～12月の所得が対象）、あなたと世帯主の住民税が非課税の場合、貸付金の一部または全部の償還免除（返済不要）の申請ができます。免除には申請が必要です。

あなたが「償還免除」になるかどうか、よく読んでお手続きをしてください。

資金種類	申請書の色	免除となる金額
緊急小口資金	オレンジ	一部
総合支援資金（初回貸付）	紫	一部
総合支援資金（延長貸付）	黄色	一部
総合支援資金（再貸付）	水色	全額

- ※1 借入した資金の種類や、時期によって申請書の色が異なります。
- ※2 複数の申請書が届いた方は、それぞれ申請書の提出が必要です。
- ※3 令和6年度の住民税が課税の方は、免除の対象ではないのでお手続きの必要はありません。償還計画通りの返済をお願いすることになります。

## あなたの令和6年度の住民税は課税ですか？

### 課税（税額あり）の場合

- ・ 免除の対象ではないのでお手続きは不要です。  
償還計画通りの返済をお願いすることになります。

### 非課税（税額0円）の場合

- ・ 償還免除の対象となる可能性があります。
- ・ 6ページに進んで世帯主の状況を確認してください。

### 分からない場合

- ・ 4ページから5ページを見ながら課税かどうか確認してください。

## 【 住民税が課税か非課税かの確認方法】

### 1. 住民税決定通知書 ⇒ 右側の例参照

毎年6月ごろに市町村から送付されてくる市町村民税・県民税の決定通知書で確認できます。

- ・課税額が0円の場合 ⇒ 非課税
- ・課税額が0円でない場合 ⇒ 課税

※決定通知書が届いていない方、または紛失した方は市町村役場に問い合わせてください。

### 2. 給与明細書 ⇒ 右側の例参照

- ・住民税（市・県民税）または、地方税の名称で給与天引き（控除）の金額がある場合 ⇒ 課税

### 3. 市町村の税務課に問い合わせ

令和6年1月1日時点の住民票住所地の市町村の役場  
(住民税担当) に住民税が課税か非課税か確認をしてください。



## 【世帯主について】

現在、あなたは「世帯主」ですか？

はい：世帯主です  
償還免除の申請が可能です。  
7ページの必要書類を揃えて免除申請手続き  
をしてください。

いいえ：世帯主でない

現在の世帯主は、お金を借りたとき、あなたと同じ世帯でしたか？

はい：同じ世帯(世帯主が課税か非課税か確認をしてください)

1. 世帯主も非課税の場合  
償還免除の申請が可能です。  
7ページの必要書類を揃えて、免除申請手  
続きをしてください。

2. 世帯主が課税の場合  
免除対象ではないのでお手続きは不要で  
す。償還計画通りの返済をお願いするこ  
とになります。

いいえ：別の世帯(結婚などにより借りた時と世帯が変わった方など)  
償還免除の申請が可能です。  
7ページの必要書類を揃えて、免除申請手続  
きをしてください。

## 【償還免除の申請方法】

1. 申請期間 令和6年6月～8月30日（金）
2. 申請先 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
3. 必要書類

- (1) 免除申請書（8ページ参照）

本会で郵送した宛名の裏面が申請書となっています。必要事項を記入してください。

- (2) 令和6年度の住民税の課税証明書（原本）

または 非課税証明書（原本）（9ページ参照）

あなたがお金を借りた時、現在の世帯主があなたと同じ世帯だった場合、「あなた」と「世帯主」二人分の提出が必要です。

- (3) 住民票（原本）（10ページ参照）

①～③すべてを満たす住民票を提出してください

① 世帯主と続柄が記載されたもの

② 「世帯全員」と記載されたもの

③ 申請日から3か月以内に発行されたもの

※1 (1)～(3)の書類をすべて同封の返信用封筒に入れて提出してください。切手を貼る必要はありません。

※2 (2)、(3)は、市町村役場(住民税窓口と住民窓口)の他、マイナンバーカードをお持ちであれば、お近くのコンビニでも取得できます。

※3 償還免除申請書を複数提出される場合は、(2)(3)は1部は原本、残りはコピー添付でかまいません。

※4 複数申請される場合、一つの返信用封筒にまとめて郵送してください。切手を貼る必要はありません。

# 【免除申請書の記入例】

(様式 1-1・令和 6 年度)

## 生活福祉資金・コロナ特例貸付に係る貸付金 償還(返済)免除申請書

**見本**

ください。

分

<社協記入欄>

記入不要

免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税となったため。	
世帯の状況 ※いずれかひとつ に☑をつける	<input type="checkbox"/> 現在、借受人(私)が世帯主である <input checked="" type="checkbox"/> 現在は借受人(私)以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人(私)とは別世帯 <input type="checkbox"/> 現在は借受人(私)以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の住民税の課税証明書を取得できない	<input type="checkbox"/> 左記のいずれにも当てはまらない場合
必要書類	以下、3つの書類がすべて必要 (1) 免除申請書 (この書類) (2) 借受人(私)の令和6年度の住民税の課税証明書 (または非課税証明書) ※住民税均等割・所得割いずれも非課税の方が免除対象	以下、4つの書類がすべて必要 (1) 免除申請書 (この書類) (2) 記載された住民票 (世帯主であるもの、発行後3か月以内のもの) (3) 借受人(私)および(4)世帯主の令和6年度の住民税の課税証明書 (または非課税証明書) ※住民税均等割・所得割いずれも非課税の方が

世帯状況についていずれか1つに☑を入れてください。

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 会長殿

- ① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。
- ②
- ③
- ④
  - ・この書類を記入した日付、署名、電話番号をご記入ください。
  - ・お金を借りたあなた本人が記入してください。
  - ・黒のボールペンで記入してください。(消えるボールペンは使用しないでください。)
  - ・間違えて記入した場合は、二重線で消したうえで、余白に記入し直してください。(訂正印不要)
- ⑤ 審査の結果、償還免除が認められず、理由は開示されないことに同意します。
- ⑥ 償還免除を目的に世帯主の申請をしていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。

上記①～⑥すべての事項について同意する場合は、同意年月日、借受人氏名(自署)、電話番号を記入してください。

令和 6 年 8 月 10 日

※この書類を記入した日付を記入

借受人氏名(自署)

福島 太郎

電話番号

080 - 1234 - 5678

※日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。

記入不要



# 【 住民税課税証明書の見本】

証明番号 123456789

**令和6年度** 市民税・県民税 課税額証明書 (例)

住所 福島県〇〇市〇〇町〇-〇
氏名 〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生

令和6年度 課 税

課税標準額  
¥〇,〇〇〇,〇〇〇

課税金額	所得割額	均等割額	年税額
市民税	¥ 0	¥ 0	¥ 0
県民税	¥ 0	¥ 0	¥ 0
合計	¥ 0	¥ 0	¥ 0

減免市民税所得割額	\ 0
減免県民税所得割額	\ 0
減免市民税均等割額	\ 0
減免県民税均等割額	\ 0
減免額合計	\ 0

記載のとおり相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日  
福島県〇〇〇市長 〇〇〇〇

- ※1 市町村によって様式は異なります。
- ※2 必ず**令和6年度**の住民税の課税証明書の交付を受けてください。
- ※3 課税金額が所得割・均等割すべてが0円であることを確認してください。

# 【 住民票の見本】

福島県●●市		住 民 票 (見本)			
<b>世帯主</b>		渡利 一郎			
		世帯主の氏名が記載されていること			
現住所	福島県●●市●●町1-1-1		転入		
1	氏名	渡利 一郎			
	旧氏				
	生年月日	性別	続柄	住民となった年月日	住民票コード
	昭和◆年◆月◆日	男	世帯主	昭和■年■月■日	省略 個人番号 省略
	本籍 筆頭者	**省略**			
一人世帯であっても、「世帯全員」と記載されていること					
この写しは、 <b>世帯全員</b> の住民票の原本と相違ないことを証明する。					
令和▲年▲月▲日		申請日より3か月以内のもの			市長印
福島県●●市長		福島 太郎			

## 【 償還免除申請結果の通知について】

1. 申請期限までに申請された場合、令和6年(2024年)11月頃までに、結果を文書で通知します。
    - ※1 申請から日数がかかりますが、結果の通知書が届くまでお待ちください。電話でのお問い合わせには、お答えできません。
    - ※2 申請が8月30日を過ぎた場合、結果の通知が遅くなりますのでご了承ください。
  2. 償還免除となる金額のうち、すでに償還された金額については返金することはできません。
  3. 償還免除にならなかった方は、口座振替(自動引落し)または、払込票(コンビニ払い)でお支払いいただきます。口座振替(自動引落し)を希望する場合は、「口座振替依頼書」をお送りしますので、表紙の問い合わせ先(下記)へご連絡ください。
- 電話：024-523-1250（平日：午前9時～午後5時まで）**
4. 口座振替(自動引落し)の手続きには2～3か月かかりますので、早めにお手続きをお願いします。口座振替の手続きが完了するまでは、払込票(コンビニ払い)でのお支払いになります。
  5. 償還免除となった金額については、償還免除承認通知書に記載されますのでご確認ください。

お手続き方法等について直接確認したい場合は、  
貸付申請をされた市町村社会福祉協議会までお問合せください。

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
福島市	024-533-8881	白河市	0248-22-1159	昭和村	0241-57-2655
二本松市	0243-23-7867	西郷村	0248-25-5454	会津美里町	0242-54-2940
伊達市	024-576-4050	泉崎村	0248-54-1555	下郷町	0241-69-5111
本宮市	0243-24-7780	中島村	0248-52-3400	檜枝岐村	0241-75-2382
桑折町	024-582-1155	矢吹町	0248-44-5210	只見町	0241-84-7006
国見町	024-585-3403	棚倉町	0247-33-2623	南会津町	0241-62-4169
川俣町	024-565-3761	矢祭町	0247-34-1050	相馬市	0244-36-2015
大玉村	0243-68-2100	塙町	0247-43-2154	南相馬市	0244-24-3415
郡山市	024-932-5311	鮫川村	0247-49-3600	広野町	0240-27-2789
須賀川市	0248-88-8211	会津若松市	0242-28-4030	檜葉町	0240-25-4157
田村市	0247-68-3434	喜多方市	0241-23-3231	富岡町	0240-22-5522
鏡石町	0248-62-6428	北塩原村	0241-28-3757	川内村	0240-38-3802
天栄村	0248-82-2826	西会津町	0241-45-4259	大熊町	0240-23-5171
石川町	0247-26-3793	磐梯町	0242-73-3022	双葉町 (いわき市)	0246-84-6725
玉川村	0247-57-4410	猪苗代町	0242-62-5168	浪江町	0240-34-4685
平田村	0247-55-3500	会津坂下町	0242-83-1368	葛尾村	0240-29-2020
浅川町	0247-36-3163	湯川村	0241-27-8890	新地町	0244-62-4213
古殿町	0247-53-4394	柳津町	0241-42-3418	飯舘村	0244-42-1021
三春町	0247-62-8586	三島町	0241-52-3344	いわき市	0246-23-3320
小野町	0247-72-6866	金山町	0241-55-3336		

(令和6年4月現在)